

# 日本骨・関節感染症学会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は日本骨・関節感染症学会 Japanese Society for Study of Bone and Joint Infections と称する。
- 第2条 本会の事務局は杏林大学医学部整形外科学教室内に置く。  
〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2  
TEL 0422-47-5511(内線 3622) FAX 0422-48-4206

## 第2章 目的および事業

- 第3条 本会は骨・関節の感染症研究の進歩発展を図り、日常診療に役立てることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 学術集会  
2. 会誌の発行  
3. 内外の学術団体との連絡及び調整  
4. その他、前条の目的を達するに必要な事業
- 第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

## 第3章 会員

- 第6条 1. 本会は正会員・準会員・名誉会員及び賛助会員をもって構成する。  
2. 正会員は本会の目的に賛同する医師とする。  
3. 準会員は医師以外の研究者で、幹事が推薦し、幹事会で承認を得た者とする。  
4. 名誉会員は本会の運営に多大の寄与をした者、または骨・関節感染症治療の発展に特別な貢献をした者で、幹事会にて推薦され、総会の承認を得た65歳以上の者とする。  
5. 賛助会員とは本会の事業に賛同し援助する団体または個人で、幹事会にて推薦され、総会の承認を得た者とする。
- 第7条 入会希望者は所定の申込書に必要事項を記載し、当該年度の年会費を添えて事務局へ申し込む。
- 第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失するものとする  
1. 退会の希望を本会事務局に申し出たとき。  
2. 会費を3年以上滞納したとき。  
3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。

## 第4章 役員

- 第9条 本会には、次の役員を置く。  
会長、幹事 若干名、監事 2名(1名は前会長)、  
事務局幹事 1名(事務局を担当し、議決権は持たない)
- 第10条 1.役員及び会長の選出は幹事会で推薦し、総会の承認を得るものとする。  
但し役員被選出者は幹事就任時までの2年間は会員であることとする。  
2.会長は幹事の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
- 第11条 役員の仕事は次の通りとする。  
1.会長は会務を総括し、学術集会を開催、主宰する。幹事は会長諮問に応じ  
重要案件を協議する。監事は会計及び会務を監査する。  
2.会長に事故が生じたときは幹事のうち1名がこれに代わる。会長の任期は  
1年とする。幹事・監事の任期は3年とし、再任を妨げない。  
3.事務局幹事は学会庶務および会計を執り行う。

## 第5章 会議

- 第12条 1.幹事会は、年1回会長がこれを招集する。但し会長が必要と認めた場合は  
適宜これを招集し、議長を務める。  
2.幹事会は幹事現在数の3分の2以上の出席により成立する(委任状含む)。
- 第13条 総会は年1回会長がこれを招集し議長を務め、次の事項につき報告し承認を  
得なければならない。  
1. 事業報告および収支決算に関する事項  
2. 事業計画および収支予算に関する事項  
3. その他、本会の事業に関する重要事項、幹事会において必要と認めた事項

## 第6章 学術集会

- 第14条 1.学術集会には会長・次期会長・次々期会長それぞれ1名を置く。選出法は  
第4章第10条にしたがう。  
2.会長の任期は選出された年の学術集会終了の翌日から次期学術集会終了の  
日までとする。  
3.会長は学術集会を開催し、主宰する。  
4.学術集会の日時・場所は会長に一任する。  
5.学術集会における発表者は特別講演者を除き、共同演者を含め原則として  
会員に限る。

## 第7章 学会誌

- 第15条 1.本会は「日本骨・関節感染症学会誌」を発行し、会員に配布する。学会誌の配布は原則として入会以後に発刊したものとする。
- 2.学会誌に論文を投稿する者は、共同執筆者を含め原則として会員に限る。学会誌への投稿規定は別に定める。

## 第8章 会則の変更

- 第16条 本会則の改正は、幹事会において出席者の3分の2以上の議決を経て総会で承認を得るものとする。

## 第9章 年会費

- 第17条 1.正会員の年会費は10,000円とする。
- 2.準会員の年会費は4,000円とする。
- 3.名誉会員の年会費は免除とする。
- 4.賛助会員の会費は1口10万円とする。
- 5.年会費は、当該年度に全額を納入しなければならない。

- 付則 1.本内規は役員で協議し、総会の承認を得て変更することができる。
- 2.本内規は昭和62年7月4日より適用する。
- 3.平成3年7月6日事務局変更承認。
- 4.平成10年4月1日事務局変更承認。
- 5.平成17年10月31日変更承認。
- 6.平成20年6月27日変更承認。
- 7.平成26年6月21日変更承認。
- 8.平成28年7月8日変更承認。